

【別添資料】

| | |
|---------------|---|
| 処分を受けた 職 員 | 土木建設部 次長級 50歳代 男性 |
| 処分の年月日 | 令和6年7月19日 |
| 処分の種類 及び程度 | 懲戒処分 減給1月（1/10） |
| 根拠法令 及び条項 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |
| 処分の理由 | 扶養親族たる要件を欠いていたにもかかわらず、その両親に係る扶養手当の給付を受けていたことは、市民の信頼を大きく失墜させる行為であり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であることから同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものである。 |